

愛知県障害福祉計画策定についての基本的考え方

平成18年11月2日通知

1 はじめに

障害者自立支援法第88条及び第89条の規定により、市町村及び県に策定が義務づけられた「障害福祉計画」については、障害者自立支援法第87条第1項の規定に基づき定められた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）に即し、定めることとされています。

愛知県として、「基本指針」に則り、県の障害福祉計画と市町村の障害福祉計画が整合性がとれたものとするため、「障害福祉計画策定についての基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）を示します。

市町村障害福祉計画では、現行の福祉施設が、新たなサービス体系への移行を完了する、平成23年度末にむけて達成したい「地域生活への移行」や、「福祉施設から一般就労への移行」等についての目標や、必要な各種のサービスの数値目標の設定をします。

市町村は、「基本指針」及び「基本的考え方」を踏まえ、地域の実情に応じた計画を策定をすることとします。

愛知県障害福祉計画は、市町村障害福祉計画における数値を集計したものを基本とし、数値目標を設定しますが、広域的な観点で、市町村計画の数値目標等について、必要な調整をすることもあります。

2 障害福祉計画の基本的な考え方

障害福祉計画の策定にあたっては、障害のある方の自立と社会参加を基本的理念とし、

県内どこでも必要な訪問系サービスを保障
希望する障害のある方々に日中活動系サービスを保障
グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進
福祉施設から一般就労への移行を推進
を、基本的な考え方としていきます。

こうした考え方の下、障害のある方が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援等の数値目標を設定し、地域において適切なサービスが、計画的に提供できる体制の整備を図ることを目的として策定します。

3 計画期間及び見直しの時期

平成18年度から平成20年度の3か年を第1期の計画期間とし、平成20年度に見直しを行い、平成21年度から平成23年度の第2期の計画を策定します。

4 平成 23 年度における目標値の考え方

「障害福祉計画」では、目標年度である平成 23 年度末までに達成したい目標を設定し、その目標の達成に必要なサービス量を見込み、そのサービス量が供給されるようにサービスの基盤整備を行うこととされています。

各年度のサービス見込量を算定する前に、まず平成 23 年度の目標値の設定を行います。「福祉施設入所者、入院中の精神障害者の地域生活への移行」及び「福祉施設から一般就労への移行」にむけての、目標数値を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数 値			考 え 方
	身体障害者施設	知的障害者施設	合 計	
現時点の施設入所者数 (A)	人	人	人	現時点は平成 17 年 10 月 1 日の数とする。
平成 23 年度末の施設入所者数 (B)	人	人	人	平成 23 年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】 削減見込 (A - B)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	人	人	人	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

【考え方】

地域生活移行者数

- ・基本指針によれば、「現時点での施設入所者数の 1 割以上が、地域生活に移行すること」を基本とすることとされています。
- ・本県においても、実績や県の心身障害者コロニーからの移行等を踏まえ、原則として 1 割以上の地域移行を目指すこととし、具体的には、身体障害者施設では、率で 12%、知的障害者施設では率で 16%、合計では、率で 15%の地域移行を目指します。
- ・各市町村においても、この趣旨を踏まえ、17 年度の実績、施設入所者の状況、施設の移行計画等を勘案して目標値を設定するものとします。
- ・なお、各市町村の 17 年度実績数は別添資料 1 のとおりです。

施設入所者数の削減見込

- ・基本指針によれば、「現時点での施設入所者数から 7%以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標値を設定する」こととされています。
- ・本県においては、県全体で 15%以上の地域移行を目指すものの、待機者の状況などを勘案し、7%の目標を設定します。なお、内訳としましては、身体障害者施設で、率で 9.8%、知的障害者施設では率で 5.5%、合計では、率で 7.0%の削減を目指します。
- ・各市町村においても、入所者数削減見込みについて、この趣旨を踏まえ、地域移行の状況

や、施設の移行計画等を勘案して、目標値を設定するものとします。

- ・待機者を考慮するにあたっては、今後、できるだけ地域で生活する基盤整備を行っていくことや、障害程度区分の認定状況等を勘案する必要があります。

対象とする施設

- ・本県が地域生活移行の進行管理の対象とするのは、旧体系で長期の入所が常態化していると考えられる施設である、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（入所）、知的障害者授産施設（入所）及び旧体系から新体系へ移行した障害者支援施設（訓練入所を除く）とします。

（２）入院中の精神障害者の地域生活への移行

項目	数 値	考 え 方
現在の退院可能精神障害者数	人	平成 18 年 6 月 30 日現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

【考え方】

- ・国の基本指針によれば、平成 24 年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」が退院し、地域生活への移行を目指しています。
- ・本県においては、県内の全ての精神科病院に対して調査を行い、平成 18 年 6 月 30 日現在、県内の精神科病院に入院している「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」は、1,000 人であるとの回答を得ました。
- ・この調査結果の状況は、**別添資料 2**のとおりです。
- ・平成 24 年度にかけて均等の割合で地域移行を進めていくと仮定した場合、県全体では、毎年 167 人、平成 23 年度末までに 835 人が地域に移行するものとして、目標値を設定することとします。
- ・各市町村においても、この趣旨を踏まえて目標値を算定するものとします。

（３）福祉施設から一般就労への移行

項目	数 値	考 え 方
現在の年間 一般就労移行者数	人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 平成 23 年度の年間一般就労 移行者数	人 (倍)	平成 23 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

【考え方】

- ・国の基本指針によれば、現時点の一般就労への移行実績の4倍以上とするのが望ましいとしており、本県においては、福祉施設利用者の一般就労への移行は全国とほぼ同水準となっていることから、国と同様、4倍以上を目標値と設定することとします。
- ・各市町村においても、17年度の実績を踏まえて目標値を算定するものとしませんが、17年度実績がない市町村においては、施設種別ごとの就職率等を勘案するなどして、目標値を設定するものとしします。
- ・なお、本県の17年度の実績数は**別添資料3**のとおりです。（各市町村の17年度実績数は別途に送付します。この資料には、小規模作業所のデータが参考に含まれていますので、注意してください。）
- ・ここでいう福祉施設は次のとおりとします。
なお、これらの施設が新体系に移行した場合においては、その事業所も進行管理の対象とします。

（身体障害者施設）

更生施設、療護施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

（知的障害者施設）

更生施設（入所、通所）、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

（精神障害者施設）

生活訓練施設、授産施設（入所、通所）、福祉工場、小規模通所授産施設

5 区域設定の考え方

県は、障害福祉計画において、障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込を定める単位となる区域を定めることとされておりますが、本県においては、従来、障害者施策の広域的な実施等の区域として、障害保健福祉圏域を設定しており、本計画でもこの障害保健福祉圏域を基本とします。

ただし、施設入所支援及び療養介護については、障害保健福祉圏域内ではサービスの提供が困難で、広域な範囲でサービス提供体制を確保する必要があることから、県全体を区域とします。

6 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込（月間利用量）及びその見込量の確保のための方策

設定した平成23年度の目標値を達成するために必要なサービス量を見込むために、市町村においては、月間の利用人員を推計するとともに、1人当たりが使うサービス量を推計し、この2つの推計値に基づいて、必要なサービス量（月間利用量）を見込みます。

推計にあたり基本となるのは、「平成17年10月時点での実績」及び「1年あたりの伸び」です。なお、「1年あたりの伸び」で、非常に大きい伸びを示している場合（例えば、市町村内に新たに

施設が整備されたため利用者が急増したために大きな伸びとなった場合)や、逆にマイナス数値になっている場合がありますので、伸び率については、よく検討した上で決定するものとします。

また、対象者へのアンケート調査等により把握したニーズへの対応も必要となります。

特に、従来、取り組みが遅れている市町村においては、「県内どこでも必要な訪問系サービスを保障」、「希望する障害のある方々に日中活動系サービスを保障」といった障害福祉計画の基本的な考え方を踏まえて、必要なサービス量(月間利用量)を見込みます。

愛知県は、市町村が見込んだサービス量を集計したものを基本として計画数値を設定します。

(1) 訪問系サービス

		18年度	19年度	20年度	23年度
居宅介護	(時間分)				
重度訪問介護					
行動援護					
重度障害者等包括支援					

4つのサービスを一体として設定します

【考え方】

・現在の利用者数に、

近年の利用者の伸びや今後のニーズを踏まえた利用者の伸び

福祉施設から地域移行する障害者や、精神科病院を退院し地域移行する精神障害者等で訪問系サービスが必要な者

を今後の伸びとして加え、各年度の利用者数(人/月)を見込んでください。その数に1人あたりの利用量(時間/月)を乗じてサービス見込量(単位:時間)を算出します。

・特に精神科病院からの退院を目指す精神障害者や、県の心身障害者コロニーから移行する障害者については、必要なサービスを既に提示しておりますので、それを参考として見込んでください。

(2) 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)及び就労継続支援(B型)(日中活動系サービス)

		18年度	19年度	20年度	23年度
生活介護	(人日分)				
自立訓練(機能訓練)	(人日分)				
自立訓練(生活訓練)	(人日分)				
就労移行支援	(人日分)				
就労継続支援(A型)	(人日分)				
就労継続支援(B型)	(人日分)				
*旧法施設支援	(人日分)				

【考え方】

・基本的には、国から示されているサービス見込量推計ワークシート（以下「ワークシート」と言います。日中活動系サービスは「年度推移」のシートを主に活用します。）により数値を見込みますが、ワークシートにより算出された数値はあくまで検討の材料に過ぎないことに十分、ご留意ください。ワークシートの想定移行率等の数値を、地域の実情で適宜変更し、市町村の実情に基づいた様々な角度からの検討を行い、対象者のニーズを踏まえて数値（人／月）を設定してください。その数に一人あたりの利用量（日／月：22 日を標準とし、実績を考慮）を乗じてサービス見込量（単位：人日分）を算出します。

・なお、精神科病院からの退院を目指す精神障害者や、県の心身障害者コロニーから移行する障害者については、必要なサービスを既に提示しておりますので、それを参考として見込んでください。

・障害福祉計画の見込量は、新体系サービスの必要量を見込むものですが、第1期の計画は、新体系サービスへの経過措置期間中の見込量を算出するものであり、旧法の施設支援も継続されるため、参考値として旧法施設支援の見込量についても算出してください。（「*旧法施設支援」の欄。ワークシートによる場合、「年度推移」のシートを主に活用します。）

様々な角度からの検討の例

- ・ワークシート中の想定移行率等を地域の実情を勘案した数値に変更して活用してみる。
- ・管内施設・小規模作業所の移行計画（新体系サービスへの移行計画調査の結果）を考えてみる。
- ・現在の利用者について個々に移行先を追いかけてみる。

（3）療養介護（日中活動系サービス）

		18年度	19年度	20年度	23年度
療養介護	(人分)				

【考え方】

・平成18年9月30日まで「進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者であった者については、10月1日以降、療養介護に移行していることから、その数を基本として見込めます。

・重症心身障害児施設（委託病床含む）の20歳以上の者も対象となりますが、児童福祉施設のあり方が検討中であるため、施設の移行状況が未定であり、23年度に計上しておくものとします。

・療養介護は利用者数（人／月）がそのままサービス見込量（単位：人分）となります。

（4）児童デイサービス（日中活動系サービス）

		18年度	19年度	20年度	23年度
児童デイサービス	(人日分)				

【考え方】

- ・現在の利用者数に、近年の利用者の伸びや今後のニーズを踏まえた利用者の伸びを今後の伸びとして加え、各年度の利用者数（人／月）を見込んでください。
- ・児童デイサービスは、利用者数（人／月）に1人あたりの利用量（日／月）を乗じてサービス見込量（単位：人日分）を算出します。

（５）短期入所（日中活動系サービス）

		18年度	19年度	20年度	23年度
短期入所	(人日分)				

【考え方】

- ・現在の利用者数に、
 近年の利用者の伸びや今後のニーズを踏まえた利用者の伸び
 福祉施設から地域移行する障害者や、精神科病院を退院し地域移行する精神障害者等で短期入所が必要な者
 を今後の伸びとして加え、各年度の利用者数（人／月）を見込んでください。その数に1人あたりの利用量（日／月）を乗じてサービス見込量（単位：人日分）を算出します。
 なお、従来の「日中預かり」は除いてください。

（６）居住系サービス

		18年度	19年度	20年度	23年度
共同生活援助 共同生活介護	(人分)				
施設入所支援	(人分)				
* 旧法施設入所	(人分)				

共同生活援助及び共同生活介護については、2つのサービスを一体として設定します

【考え方】

- ・基本的には、ワークシート（居住系サービスは、「住年度推移」のシートを主に活用します。）により数値を見込んでいきます。現在の施設入所者数およびグループホーム利用者数をベースに、入所施設からグループホーム・ケアホームへの今後の移行者数、市町村で見込む新規利用者数、特に福祉施設からの地域移行や退院可能な精神障害者への対応分等の要因を考慮してサービス見込量（単位：人分、利用実人員）を算出します。
 （ワークシートを活用する場合、「施設入所支援」のサービス見込量は、「住年度推移」のシートの「5 総計」の表の「施設入所」、「非雇用入所」、「訓練施設」、「経過入所」を加えたものとしてください。）
- ・なお、精神科病院からの退院を目指す精神障害者や、県の心身障害者コロニーから移行する障害

者については、必要なサービスを既に提示しておりますので、それを含んでサービス量を見込んでください。

・日中活動系サービスにおける旧法施設支援の考え方と同様に、旧法施設入所についても、参考値として見込量を算出してください。（「*旧法施設入所」の欄。ワークシートの場合、「住年度推移」のシートを主に活用します。「1.既サービス利用者」の表の「旧体系利用」の欄の数値を記載してください。）

(7) 相談支援

	18年度	19年度	20年度	23年度
相談支援 (人分)				

【考え方】

1月あたりのサービス利用計画作成費の対象者数（新規の退院・退所者、複数のサービスを利用する方 サービス利用者数（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）の10%程度と予測）を見込みます。（単位：人分）

7 各年度における地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込（月間利用量）

市町村の実施する地域生活支援事業は、平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業の実施について」によることとしてください。

地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能であり、積極的に基盤整備を図り、各年度における見込量及びその確保のための方策を示すこととしてください。

市町村障害福祉計画の策定に当たっては、平成18年7月13日付け障地発第0713001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室長通知「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（平成18年8月21日付け18障福第605号で愛知県健康福祉部長から各市町村長あて通知）を参考としてください。